○行政事件訴訟法の一部を改正する法律の概要及び書面による教示制度について

平成17年３月16日

道本務第631号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号。以下「改正法」という。）が本年４月１日より施行されるが、その概要及び改正に伴い新設される書面による教示制度は次のとおりであるので、所属職員に周知し、誤りのないようにされたい。

記

１　改正の概要について

本改正は、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備する観点から、①救済範囲の拡大、②審理の充実・促進、③行政訴訟をより利用しやすくするための仕組みの整備、④本案判決前における仮の救済制度の整備を図るものである。

なお、その詳細については、「行政事件訴訟法の改正について（法務省大臣官房行政訟務課編）」（別添１、別途送付）を参照されたい。

２　書面による教示制度について

⑴　取消訴訟の提起等に関する事項の教示について

処分又は裁決の相手方に対し取消訴訟等で争う方法について適切な情報を提供し、権利利益の救済を得る機会を確保するため、改正法による改正後の行政事件訴訟法（以下「法」という。）第46条で、取消訴訟の提起等に関する事項の教示に関する規定が新設された。

教示しなければならない場合は、①取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合（法第46条第１項）、②法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするとき（法第46条第２項）、③当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合（法第46条第３項）である。ただし、いずれの場合も、当該処分を口頭でする場合には、教示する義務はない（法第46条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書）。

また、その教示すべき事項については、例えば、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合（処分を口頭でする場合を除く。）には、当該処分又は裁決の相手方に対し、①当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、②当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間、③法律に当該処分について審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨（いわゆる不服審査前置）の定めがあるときは、その旨、を書面で教示しなければならないこととされた（法第46条第１項）。

なお、教示制度の詳細については、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に当たって（通知）」（平成16年10月15日付け閣司本第152号、別添２、別途送付）に添付の「行政事件訴訟法の改正の骨子と行政運営に当たっての留意点」の11ページから14ページまでを参照されたい。

⑵　審査庁等の教示について

行政不服審査法第57条第１項の規定の教示については、従前書面で行うことが明記されていなかったが、改正法附則において、行政不服審査法第57条第１項が改正され、行政庁は、不服申立てをすることができる処分をする場合（処分を口頭でする場合を除く。）には、処分の相手方に対し、書面によって、①当該処分につき不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間、を教示しなければならないこととされた。

⑶　教示の書面の記載例

上記⑴及び⑵のいずれの教示についても、書面による教示は、処分の通知書と一体となる同一の書面でする必要はなく、処分の通知書とは別に、教示すべき事項を記載した訴訟の提起に関する説明書のような書面を交付することによってすることもできる。

教示の書面の記載例としては、例えば、不服申立てと処分の取消の訴えがいずれも可能な処分を行う場合は別添３、不服審査前置の定めがある処分を行う場合は別添４のようなものが考えられるので、参考とされたい。

別添３

○　不服申立てと処分の取消しの訴えがいずれも可能な処分を行う場合の教示の書面の記載例

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に＜A＞に対して、（審査請求／異議申立て）をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、＜B＞を被告として（訴訟において＜B＞を代表する者は＜C＞となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その（審査請求に対する裁決／異議申立てに対する決定）の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

Ａには、審査請求であれば、処分を行った行政庁の上級行政庁の名称を、異議申立てであれば、処分を行った行政庁の名称を記入する。審査請求及び異議申立てについては「行政不服審査法の施行について（通達）」（昭和37年10月１日付け警察庁乙官発７号）を参照されたい。

Ｂには、都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会又は都道府県警察の職員が行った処分であれば、都道府県名を記入する。

Ｃには、当該処分を行った都道府県公安委員会又は当該処分を行った方面公安委若しくは都道府県警察の職員を管理する都道府県公安委員会の名称を記入する（改正法附則第30条による改正後の警察法第80条参照。）。

○　不服審査前置の定めがある処分を行う場合の教示の書面の記載例

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に＜A＞に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

処分についての審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に＜B＞を被告として（訴訟において＜B＞を代表する者は＜C＞となります。）、提起しなければなりません。

Aには、処分を行った行政庁の上級行政庁の名称を記入する。

Bには、都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会又は都道府県警察の職員が行った処分であれば、都道府県名を記入する。

Cには、当該処分を行った都道府県公安委員会又は当該処分を行った方面公安委若しくは都道府県警察の職員を管理する都道府県公安委員会の名称を記入する（改正法附則第30条による改正後の警察法第80条参照。）。